鹿児島市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について

令和５年１１月１日
公正取引委員会事務総局
九　州　事　務　所

公正取引委員会は、将来を担う高校生に対し、早い段階で独占禁止法の役割を理解してもらうために、これまで全国各地の高等学校において、当委員会の職員による「高校生向け独占禁止法教室」を開催してきています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

１　日　時　　令和５年１１月８日（水）９時５５分～１４時３５分
（２時限目、３時限目、４時限目、５時限目）

２　場　所　　鹿児島県立鹿児島南高等学校
鹿児島市谷山中央八丁目４番１号

３　講　師　　公正取引委員会事務総局九州事務所職員

４　対象者　　鹿児島南高等学校　生徒　約１６０名

５　テーマ　　シミュレーションゲームで学ぶ市場経済の仕組み、模擬立入検査等

※　今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には、令和５年１１月７日（火）正午までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先　　公正取引委員会事務総局九州事務所　総務課
電話　０９２－４３１－５８８１（直通）
ホームページ　　https://www.jftc.go.jp/regional_office/kyusyu/

別　紙

独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会では、将来を担う学生が、身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解することができるよう、必要な知識を身につけていただくため、経済の基本ルールである独占禁止法の役割について学んでいただくことが大変に有益であると考えています。

そこで、公正取引委員会の職員を学校の授業に講師として派遣し、市場経済の仕組みや競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。

独占禁止法教室の授業内容

○ゲーム形式
○グループディスカッション形式
○事例紹介
○模擬立入検査・模擬事情聴取
○公正取引委員会職員による経験談　等

生徒自身が考えながら、競争の重要性、独占禁止法を学習できます。

生徒自身が体験することによって、公正取引委員会の仕事を理解できます。

※　授業構成は、学校様の御要望をお伺いした上、決定いたします。
※　独占禁止法教室は、学校様の都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討しますので、お気軽に御連絡ください。
※　講師謝金・交通費等の経費は、一切必要ありません。
※　講師謝金は必要ありません。

独占禁止法教室の授業風景

独占禁止法教室の感想

○　企業が競争をしているから消費者が安くて質のいい商品が買えることが分かった。（生徒）
○　将来関係してくることなので勉強できてよかった。（生徒）
○　独占やカルテルがどうして悪いのかが分かった。（生徒）
○　ルールの大切さが生徒にも伝わったと思います。（先生）

独占禁止法教室の実績（全国）

年度	中学	高校	大学
令和２年度	２９回	９回	９６回
令和３年度	３４回	２３回	１１６回
令和４年度	５１回	２９回	１４０回

【お問い合わせ先】
公正取引委員会事務総局九州事務所
総務課　担当：幸屋（こうや）
ＴＥＬ　０９２－４３１－５８８１